

一般競争入札公告

善通寺市告示第 146 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、善通寺市契約規則（昭和 42 年善通寺市規則第 3 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 0 月 7 日

善通寺市長 辻 村 修

1 入札に付する事項

（1） 契約目的の名称及び数量

名称 複合機による複写サービス（善通寺市立幼稚園外 1 施設）

数量 複合機 8 台

（2） 複写サービスに係る機器の設置場所等

仕様書による。

（3） その他要求事項

仕様書による。

（4） 期間

契約締結日から令和 12 年 12 月 16 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

（5） 入札方法

① 落札決定に当たっては、各単価設定区分ごとの 1 カウント当たりの複写サービス料にその月間複写見込みカウント数を乗じて得た金額の合計金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

② したがって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（＝①で見積もった各単価設定区分における金額の合計金額。なお、入札金額積算内訳書（以下「内訳書」という。）「単価」欄に記載する金額は、小数点以下第 2 位までの金額とし、「金額（単価×数量）」に記載する金額は、1 円未満の端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

③ 1 カウント当たりの複写サービス料金を契約単価とする。

2 契約条項を示す場所及び日時

入札説明書、仕様書等を令和 7 年 1 0 月 7 日（火）午前 8 時 3 0 分から善通寺市ホームページにおいて公開する。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

（1） 入札及び開札の日時

令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火） 午前 1 0 時

（2） 入札及び開札の場所

善通寺市役所 3 階 3 0 1 会議室

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加される方は、減免をされた場合を除き、入札前に、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。

(2) 契約保証金

落札された方は、減免をされた場合を除き、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

5 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 善通寺市が発注する物品及び業務の委託・役務の提供・製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有する者（当該営業所等が(2)の名簿に登載されている者に限る。）であること。
- (4) 善通寺市が発注する物品及び業務の委託・役務の提供・製造の請負等に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 平成 27 年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した本入札公告に示す複写サービスと同等の契約を 1 年以上履行した実績があること。

6 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 16 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第 11 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、入札結果は公表する。

8 問合せ

所在地 〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号

名 称 善通寺市 教育委員会 学校再編対策課

電 話 0877-63-6332